

○積立ぶらす(漁業経営安定対策事業)Q&A集

(平成21年9月1日版)

分類	質問内容	回答内容
事業の趣旨等	この施策は、漁業共済の上乗せ措置と聞いていますが、要するに、漁業共済の拡充だという理解でいいのでしょうか？	確かに、目に見える措置の形では、漁業共済への上乗せのイメージです。しかし、それを単に「漁業共済の拡充」と捉えるのであれば、それは少々認識が違ってきます。なぜなら、この事業は、漁業就業者の減少・高齢化など、急速に進む我が国漁業の脆弱化に対し、漁業者の経営改善の努力を後押しすることで、我が国漁業をその根本から変えていこうという、これまでにない施策であるからです。この目的を実現させるためには、漁業共済団体はもちろん、すべての水産関係機関・団体がその力を結集させ、総合力を発揮させることが不可欠となっています。まさに、それぞれの地域の水産関係機関・団体の力が試されることとなります。
事業の趣旨等	この施策は、水産基本計画の中で「漁業共済団体の知見や組織を活用する。」とありますが、行政及びJFグループが一体となって執り行う必要があるのでしょうか？	これは国の漁業経営安定の対策の柱の1つとして、漁業共済が災害補償制度として大きく機能していること、また漁業者個々の水揚金額や養殖数量等を把握している共済団体がこの事務を行うことが効率的だからです。この施策が実施されることとなった目的は、世界的な水産物需要の高まりによる買い負け現象や、漁業経営体の減少、漁船の高齢化等、我が国漁業の生産構造は急速に脆弱化している中で、国民に対する水産物の安定供給を確保するためにはその担い手の育成確保が緊喫の課題であり、漁業収入の変動の漁業経営への影響を緩和し、漁業者の経営改善を行い将来にわたって日本の水産業を守っていくことです。ですから、漁業者の経営改善、資源回復計画や漁場改善計画の策定などについて、JFグループ及び行政が緊密な連携をとりながら生産・経営指導を行っていく必要があるからです。
協議会	地域協議会は、必ず立ち上げないといけないのですか。	積立ぶらすの運営には地域協議会が必要ですので必ず立ち上げて下さい。
協議会	地域協議会に対する事務費の補助はあるのですか。	平成20年度からは積立ぶらすの事務費が予算化されています。協議会へ直接交付されるわけではありませんが、漁済連→共済組合→協議会等というお金の流れで支援します。
協議会	協議会開催経費が共済団体に交付されるのであれば、共済組合に事務局を置くべきなのですか。	事務費は漁済連に一括して交付され、そこから都道府県の共済組合を通じて支払うこととなりますが、資金の流れと事務局の設置とは直接はリンクしないものと考えています。ですから資金の流れとは切り離して考えていただいて結構です。
協議会	協議会の設置についての根拠は要領等に規定されているのか。また、その中で都道府県は協議会へ参画すべき規定は盛り込まれているのか。	協議会の設置についての根拠は、要領に規定されています。水産庁としては当然都道府県の参加を想定しております。都道府県の参加を義務づけるものにはならないと考えますが、委員の具体例として示しております。
協議会	中央協議会の協議事項に「地方協議会決定事項の確認」とありますが、地方協議会を開催した後は、その都府中央協議会に協議内容を報告し、決定内容の是非を求める必要があるということでしょうか。	ローカルルールについては、地域協議会の決定について中央協議会の承認が必要です。その他の事項(対象者要件の確認等)については中央協議会の承認を得る必要はありません。しかしながら積立ぶらすの趣旨に著しく反するような事例が見受けられる場合は指導を行っていくこととなります。

経営改善要件	改善計画の認定要件である付加生産額の15%アップは、営業利益をアップさせればよいのですか。	付加生産額は営業利益＋人件費＋減価償却費で示されるので、この3つの項目のどれを伸ばしても合計で15%アップしていれば大丈夫です。
経営改善要件	水揚金額を単純に増加させて付加生産額15%アップを達成するような計画でもよいのですか。	資源状況や漁獲能力の問題がクリアされていれば理論上は可能ですが、我が国周辺水域の資源状況から見て、想定し難い計画であると考えており、水揚金額が増加する根拠が必要です。
経営改善要件	すでに漁特法の経営改善計画の認定を受けている人は計画の期間と積立ふらすの期間が一致しないがどうなるのですか。	経営改善計画の認定期間と一致することが条件なので、すでに認定を受けている方については、20年4月から制度に加入することが可能ですが、積立ふらすを利用できるのは経営改善計画の認定期間に限られます。例えば、20年から積立ふらすに加入するとして、20年以降、計画の残りが3年であれば、3年間だけ積立ふらすに加入することができます。積立ふらすを5年間利用するためには、経営改善計画の変更により延長をするか、新たな経営改善計画により加入して頂くことになります。
経営改善要件	経営改善計画の認定を受けたものの、他の要件で引っかかり積立ふらすに加入できなかった場合は、罰則等があるのですか。	加入ができないだけで、罰則等はありませんが計画自体は実行する必要性が生じます。基本的には他の4要件を満たしている方が経営改善計画を作成するものと考えていますが、見込み違い等により、他の4要件がクリアできなかった場合、次年度以降に条件を満たすよう努力して下さい。
経営改善要件	経営改善計画を策定し積立ふらすに加入したが、その計画とおりに経営の改善が進まなかった場合、積立ふらすから退場(解約)させることがあるのですか。	取り組んでも結果が出せなかった場合は問題ありませんが、初めから取り組む姿勢が見られないような場合は退場(解約)もあり得ます。
経営改善要件	経営改善計画の認定期間の最後と、個人の決算期(おおよそ12月)とでは、期間が一致しませんが、問題があるのでしょうか。	経営安定対策の各年度の積立ふらす加入期間(共済の責任期間と同一)が経営改善計画に一部でも重なっていればよいので、一致していなくても問題はありません。
経営改善要件	都道府県の判断で認定作業を軽減・合理化することも可能とのことですが、それにより認定されたものについても融資等のメリット措置を受けられるのですか。	融資制度によっては、改善計画の資金計画に融資を受けることを盛り込んだうえで認定を受ける必要があるものもあります。この場合は、金融的観点も入れたそれ相当の審査が必要になると考えています。
経営改善要件	改善計画の認定において、都道府県の事務量が多くなることが予想されますが、都道府県ごとに、認定の工夫をしてもよいのですか(例えば、協議会の指導の下に作成された改善計画の場合、それを踏まえて事務を効率化するとか臨機応変に対応していいか。)	認定行為自体は都道府県知事の権限なので、臨機応変な対応を妨げるものではありません。
経営改善要件	定置漁業における網組の場合、法人として扱うことが出来ない場合は、個別申請か共同申請になると思われそうですが、経営面で個別経営体への計画等分解が困難な場合(法人税を払っている等)はどうすればよいのですか。	共同申請の場合、経営体ごとに提出すべきとされている改善計画の別紙4等については、その網組全体のもので判断することも問題ないと思われそうです。 但し、融資案件等については、また別の判断となりますので注意して下さい。
経営改善要件	改善計画に必要な税務書類は、20年4月1日から「積立ふらす」に参加しようとした場合、19年度のものが必要となると思いますが、実際、19年度の税務書類が確定するのは、確定申告の終了	水産庁としては長官通知に則った運用が望ましいと考えていますが、認定行為自体は都道府県知事の権限ですので、臨機応変に対応していただきたいと思えます。 また、4月からスタートするとわかっている場合は決算の推定値を使って計画を作成する方法や 16～18 年の

	した3月15日以降となり、手続き的にも間に合いません。 そこで、県の裁量で、16～18年の過去3年間のデータの平均をもって、税務書類のデータとしてよろしいですか？	税務書類を使用して20年から5年間の計画を作成する方法もあります。
経営改善要件	法人で、平成20年4月1日より「積立ぶらす」に加入したいところがあります。そのためには、事前に改善計画を策定する必要がありますが、仮に、20年3月に策定したとすれば、それから5年間だと、25年3月の途中までとなるので、20～23年度の4年間しか加入することが出来ないのでしょうか。その場合、なにか良い方法で5年間とらないでしょうか。	改善計画の計画開始日は、積立ぶらすの契約期間にあわせて設定されるようお願いします。 今回のご質問の件では、改善計画の開始日を20年4月1日とすることで、積立ぶらすに5年間加入できるようにしてください。 また、19年4月1日からの改善計画の場合でも、改善計画期間を6年とし、経営体の付加生産金額または従業員1人当たりの付加生産金額の伸び率を18%アップすることを盛り込めば「積立ぶらす」を5年間継続することもできますので、あわせて御検討をお願いします。
経営改善要件	本社と支社が異なる都道府県にある法人であって、漁業部門においては支社地が主たる地となる場合、支社地の都道府県に漁業改善計画の認定申請(当該知事名で認定できるか?)してもよろしいか？	漁業改善計画を提出する都道府県知事は、「漁業者の住所地を管轄する都道府県知事」となりますので、登記された主たる事務所(本社)がある都道府県となります。 なお、運用通知にもあるように、漁業者又は漁業協同組合等との共同改善計画であって、すべての代表者(当該計画実施主体が3名以内で定める)が同一の県である場合には当該県の認定となります。
経営改善要件	漁特法に基づく「経営改善計画」の認定が、対象要件となっておりますがどうしてですか？	新しい漁業経営安定対策では、水産物の安定供給の担い手を目指して積極的・計画的に「経営改善」に取り組む経営体を対象とすることとされています。このため、既存の「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に基づく経営改善計画の行政庁による認定制度を有効に活用することが合理的だからです。この「経営改善計画」を漁業者が作成するにあたっては、漁協系統・行政が連携して支援することが重要です。
所得要件(青色申告)	青色申告は必須要件でしょうか。地域によっては、白色申告のところもあるのですが。	所得要件は青色申告の特別控除前所得金額を元に判断することになっておりますので、青色申告が必須要件となります。
所得要件	所得要件はどのように判断するのですか。	対策加入時点における直近3カ年で継続して所得要件を満たしていない人は対象となりません。裏を返せば、直近3カ年で1年でも要件を満たしていれば良いということになります。また、過去3年間の所得金額が、所得要件の上限額を超えたり、下限額を下回ったりして、年ごとに変動している場合も所得要件をクリアします。
所得要件(青色申告)	所得の判定の具体的な方法について教えてください。また漁業以外の収入がある場合はどうするのでしょうか。	青色申告の特別控除前の所得金額を元に、水産庁が公表する補正額を加算して判定します。漁業外の事業収入がある場合は漁業による売り上げを別途申告してもらい「漁業による売り上げ」/「総売上」を「青色申告特別控除前の所得金額」に乗じて算出した金額に、補正額を加算して算出します。
所得要件(青色申告)	経営診断などに使うための青色申告書の提出は、個人情報保護に抵触しないのですか。	青色申告書等の個人データは積立ぶらす以外には使用しません。また取扱いには、充分注意します。
所得要件(青色申告)	青色申告にも①簡易な簿記に基づくものと②複式簿記に基づくものがあるが、複式簿記が条件なのですか。	青色申告であれば簡易簿記、複式簿記を問わず対象になります。ただし簡易簿記の場合は経営改善計画の貸借対照表を別途作成しなければならないこともあります。

所得要件(青色申告)	法人格のない定置の網組でも、法人税の税務申告をしている場合は、法人並びで改善計画を作成することができますか？その際、計画書中の計算書は網組の経営状況を記入することになると思いますが積立ぶらすの所得要件も法人として勘案してよいですか？	所得要件については、網組で法人税の税務申告をしている場合に限り、法人としての勘案が可能です。経営改善計画については、法人化を前提とした場合や共同申請による作成が可能です。
所得要件	個人経営体の場合、自営漁業の傍ら雇われて漁業に従事したときの給与収入は漁業所得に含めてもよいのですか。	自営漁業のみの所得で判断しますので、漁業による給与所得は含まれません。一方、主業要件の判定の際は漁業従事による給与収入も含めることが可能です。
所得要件	所得について、ローカルルールで地域を分ける場合に水産庁が公的資料と認める指標はどのようなものになりますか。	水産庁として、公的資料と認める指標については、具体的に決めていませんが、都道府県や市町村が行っている、公的な統計、調査等で所得を調査したものと考えています。過去に、北海道において地域別の所得要件の設定について検討した際に、農業における品目横断的経営安定対策(水田・畑作経営所得安定対策)で用いた市町村単位の指標を使ったと伺っていますが、これなども公的な指標に該当すると考えています。
所得要件	内閣府の統計である「他産業並の所得」は毎年出されるかと思うが、所得要件も毎年変更するのですか。	毎年変更することとなります。
所得要件	季節的な漁業の場合、雇用者の報酬は通年に比べると少なくなりますが、同じように判断されるのですか。	季節的漁業の場合は、年間ベースに引き延ばして判断することとしています。例えば操業期間が3ヶ月の場合は12ヶ月/3ヶ月として、4倍に引き延ばすこととなります。
所得要件	法人の所得要件について、乗組員を雇っている場合、乗組員1人当たりの数字ということでよいのですか。また、乗組員がいない法人の場合はどうするのでしょうか。	法人の場合は乗組員への平均労務費(給与+法定福利費)で判断します。乗組員がいない場合は海上労働している役員の平均報酬で判断します。
所得要件	水揚金額の条件はあるのですか。	所得を条件としており、水揚金額の条件はありません。
所得要件	所得要件について、法人の場合の雇用者について、「日本人の漁業従事者に支払う労務費の平均」とありますが、雇用している「乗り子」さんが、非常勤(パート)の場合は、どのような扱いとなるのですか。	日本人であれば常勤、非常勤を問わず、原則として算出の対象となります。但し、一時的な短期の雇用者の場合等は除くことも可能です。また、短期雇用の場合は通年に引き延ばして判断します。
所得要件	漁業従事者の労務費の平均を求めるにあたって分子となる労務費の合計の確認はどのような資料に基づいて行えばよいのですか。(すべて日本人、通年従事の場合。)	漁業従事者の労務費については、源泉徴収票の「支払金額」と「社会保険料等の金額」の合計とすることとしているので、海上従事している日本人従事者の全ての源泉徴収票又は源泉徴収票に代わる台帳等を提出してもらう必要があります。
所得要件	地域別所得ローカルルールの考え方について詳しく教えてください。	地域別所得は島嶼部や半島、内湾など地勢や経済圏による沿海地区の明確な区別が可能であり、かつ地域間格差を考慮し設定することとなります。
所得要件	積立ぶらすを利用するための対象要件の一つに「所得要件」がありますが、この要件の考え方を教えてください。	将来にわたって水産物の安定供給を担い、漁業活動を継続していくためには、漁業所得で、他産業並みの所得が安定的に得られるような経営レベルであることが望まれます。このため、このようなレベルを目指

		<p>す経営体を支援するという趣旨から、他産業並みの所得の安定的な確保を目指しうる所得水準にある経営体を対象とするということです。この「所得水準にある経営体」とは、地域の実情も反映させ、次のアとイの間の所得水準にある経営体を想定しています。</p> <p>ア 後継者も含め都会へ流出する必要のない所得水準として、漁業所得で都道府県の中で最も高い所得水準にある「東京都における他産業並の所得」を安定的に確保できるような所得水準</p> <p>イ 経営改善計画の実施により漁業所得で各都道府県での他産業並所得に達することが可能な範囲の所得水準</p> <p>すなわち、既に漁業所得で他産業の就業者以上に儲かっている経営体や、逆に漁業所得では他産業並の所得を実現できそうもない経営体はこの対策の対象者としては想定されないということです。</p>
所得要件	他産業並の所得はどのような水準となりますか。	<p>個人経営体と法人経営体ごとにそれぞれ次の水準となります。</p> <p>〔個人経営体〕 各都道府県別の1人当たりの雇用者報酬－給与所得控除額 ※ 各都道府県別の「1人当たりの雇用者報酬」:内閣府の県民経済計算年報 ※ 給与所得控除額:所得税法の別表5から算出</p> <p>〔法人経営体〕 各都道府県別の1人当たりの雇用者報酬 ※ 各都道府県別の「1人当たりの雇用者報酬」:内閣府の県民経済計算年報</p>
所得要件	同じ所得要件なのに、なぜ個人と法人の所得範囲が異なっているのですか。	法人の場合の一人当たり労務費は、給与所得控除(雇用者の経費部分)前で、個人の場合は、自営業者であることから、所得は経費控除後となっているからです。なお、分かりやすく言いますと、補正して同水準に置き換えているだけで、実質は同じ水準ということになります。
所得要件	所得要件は、20年度から満たさなければ、この事業には、その後参加できないのでしょうか。	20年度から24年度までの5年間の加入申請期間を設け、20年度には要件を満たせなかった場合でも、24年度までに要件を満たせば対象となります。また、直近年だけではなく、直近3年間で1度でも要件を満たしていれば対象となります。
所得要件	所得要件の判定は、どの年の申告分を見て判断すればいいのですか？	<p>①個人の場合 平成20年度(責任開始20年4月～21年3月)の契約については、全契約とも平成19年1～12月にかかる青色申告分を前1年とします。なお、平成21年度以降の契約についても1年ずつ加算され同様となります。また、所得要件は、前1年～前3年のいずれかの年の所得金額(青色申告限定)が要件の範囲内であればOKです(法人も同じ。)</p> <p>②法人の場合 平成20年度(責任開始20年4月～21年3月)の契約については、平成19年1月～12月迄に支払われた賃金等が前1年分となり、発行している被雇用者(日本人海上従事者)の源泉徴収票の「支払金額」、</p>

		「社会保険料等の金額」を使って判断します。なお、平成 21 年度以降の契約についても1年ずつ加算され同様となります。また、被雇用者が期間雇用の場合は、周年雇用に焼き直して判断します。従業員がいない場合にあっては、海上作業従事者である役員の源泉徴収票で判断することとなります。
所得要件	所得要件の担い手特例とはどのような内容ですか。	加入しようとしている時点で、所得要件下限額に達しない者が、5年後に他産業並みの所得を確保することが見込まれるような「所得の向上に関する計画」を作成し、都道府県協議会が承認した場合に所得要件に該当することとなります。 なお、この場合の判定に用いる「他産業並みの所得金額」は、次の算式で求めます。 「他産業並みの所得金額」＝契約判定年の所得下限額(ローカルルールを設定している場合はローカルルールの所得下限額)×1.15
共済加入要件	積立ぶらすを実施するにあたり、契約割合100%で加入している者が、2階部分に充てるため、契約割合を下げてくれることが考えられますが、何か対策はあるのですか。	契約割合が30～40%以上の実質加入を条件としていますが、ローカルルールの設定で、契約割合をこれより高い水準に設定すること等が可能です。
共済加入要件	「現行の契約割合を引き下げたい」ということを協議会で定めることは可能でしょうか。	協議会での合意が得られれば可能です。
共済加入要件	複数の漁業種類を営んでいる場合、それぞれ共済に加入しなければいけないのですか。	全て加入する必要はありませんが、共済に加入した漁業種類の部分でしか積立ぶらすに加入することができません。
共済加入要件	基準漁獲金額1.6億円の定置網を3ヶ統が包括契約で共済に加入している場合、積立額の上限はいくらになりますか。	定置網1ヶ統につき積立上限800万円となるので、3ヶ統であれば2400万円が上限となります。
主業要件	第1種兼業の判断方法について教えてください。	総所得に対する漁業所得＋漁業による給与所得の割合(50%以上)で判断します。直近年が原則ですが、直近年に漁業外の所得がたまたま増えてしまうこともあるので、その場合は直近の前2年及び前3年の両年とも要件を満たさなければなりません。
主業要件	主業要件の判定は、どの年の申告分を見て判断すればいいのですか？	①個人の場合 平成 20 年度(責任開始 20 年 4 月～21 年 3 月)の契約については、全契約とも平成 19 年 1～12 月にかかる青色申告分を前 1 年とします。なお、平成 21 年度以降の契約についても1年ずつ加算され同様となります。 ②法人の場合 平成 20 年度(責任開始 20 年 4 月～21 年 3 月)の契約については、平成 19 年 1 月～12 月の間に決算最終日がある決算期間のものを前 1 年とします。なお、平成 21 年度以降の契約についても1年ずつ加算され同様となります。
年齢要件	海上従事日数の判断は、何を以て行うのですか。	自己申告が基本ですが、契約者と海上従事日数が最も多い者が同一者でない場合は、漁協長等の証明が必要です。

年齢要件	年齢要件の特例措置はどのような内容ですか。	加入年度の翌年度末までに65歳未満の後継者の確保が確実であると都道府県協議会で承認された場合に年齢要件を満たすというものです。但し、期限までに後継者が確保できなかった場合は、契約の解約や受領済の払戻金の返還をしなければなりません。
年齢要件	融資制度、利子補給の中には、後継者がいるだけでOKのものがありますが、この積立ぶらすの場合は、海上従事日数が一番多い者が65歳未満でないといけないのでしょうか。	本対策終了後も継続的に水産物を安定供給できるという観点から、海上従事日数の最も多い者が65歳未満としています。
年齢要件	年齢要件については、海上従事日数が最も多い者が65歳未満であることとされていますが後継者でない従事者でも海上従事日数が最も多ければいいのですか？その場合、加入時点のみならず、支援期間を通じて、65歳未満の者が海上従事日数が最も多くないといけないのですか。	後継者であることは条件にしていません。 その経営体の中で、海上従事日数がもっと多い者が65歳未満であれば雇用者であっても大丈夫です。また、要件については、積立ぶらすに加入する時点で判断するものなので、初年度に要件をクリアすれば、5年間事業に参加することができます。
年齢要件	共同で漁業を営んでいる場合(協業形態)で、海上従事者の年齢要件を判断する場合の方法は？	所得は個人経営であるが、操業等協業している実態にある場合は、次の実態にある場合にその協業体全体の中で、海上に出る日数が一番多い者の年齢で判断します。 操業等協業している実態がある場合とは、取り決め等により、海上、陸上等それぞれの役割分担が決められており、協業体全体として、経営の一体的な扱いがなされているときを言います。
資源管理要件	漁場改善計画は貝類・海藻類養殖でも作成しなければいけないのですか。	養殖共済に加入している場合は作成することが必須要件になりますが、特定養殖共済に加入している場合は作成してなくても大丈夫です。
資源管理要件	資源管理計画がない場合、新たに計画を策定する必要があるのですか。	新たに作成する必要はありません。
養殖経営安定対策	魚類養殖の積立ぶらすでは漁獲共済などと同じPQ保険方式を採っていますが、ベースになる養殖共済では物損保険方式を採っています。養殖共済加入者はこの積立ぶらすに加入するために、直接連動しない養殖共済に付保率30～40%で加入しなければいけないのは、どうしてですか。	共済は天災等によるリスク、積立ぶらすは市況変動による価格低下のリスクをカバーするものです。両方のリスクをカバーすることで、より養殖経営の安定が図られると考えておりますので、共済にも実質的に加入していただく必要があります。積立ぶらすでは、実際に出荷された数量(重量)だけが対象になります。養殖中のリスクは養殖共済でカバーすることが肝要です。
養殖経営安定対策	養殖の標準出荷価格について、ブランド魚の設定がある魚種の場合、ブランド価格と一般価格はどうなるのですか。	ブランド魚と一般の魚で価格の差があるとしても、地域の平均価格の推移が重要であり、個々の者の地域差についてはあまり問題にならないと考えています。
養殖経営安定対策	全体の価格が下がり払戻が行われる場合、経営努力により価格が上がった方についても払戻すことが可能ですか。	可能です。これにより高値での販売へのインセンティブが働くものと考えています。
養殖経営安定対策	養殖について。10件中8件は共販、2件は個人販売だったら、8件が対象となるのですか。	基本的には販売価格の客観的なデータが解る方だけが対象になります。共販でなければダメというわけではありませんが、販売実績が把握されていることが必要です。
養殖経営安定対策	はまち、まだいなど2つの魚種を取り扱っている場合はどうなるの	はまち、まだいでそれぞれに別に契約(共済契約ごと)し、払戻についても別々に判断することになりま

	ですか。	す。
養殖経営安定対策	真珠養殖は積立ぶらすの対象から外れていますが、今後、対象となる予定はあるのですか。	真珠養殖については、個々の真珠玉の品質により価格に極端な差が生じるので、集団PQ方式にはなじまないと考えています。花玉は個別に売って、それ以外をまとめて漁協の共販に出すような現状の出荷方式では難しいでしょう。
養殖経営安定対策	養殖共済は、養殖物の死亡、逃亡等をてん補する物損保険方式で仕組みられていますが、積立ぶらすでは養殖業者の所得について、どのような形で補償されるのでしょうか？	一部の養殖業を除き、その性格(生産・出荷調整により生産額が年度ごとに変動すること、品質低下による価額変動が少ないこと、生産金額の把握が難しいこと等)から、養殖業には生産価額(経費見合)を補償する仕組みの共済は難しいとされております。そこで、個々の出荷ではなく一定地域ごと(養殖種類ごとに、漁協、県等を単位)の出荷に着目し(個別事由が消される)、過去の標準的な出荷価額を設定、契約年の標準的な出荷価額がこれを下回る場合に、養殖共済責任期間中の出荷重量を基礎にその一部を補償するという方法です。 よって、漁協が出荷数量・生産金額等を把握していることが絶対条件となります。
積立金	漁業者の積立枠が20万円を下回る場合、積立ぶらすに加入できないのでしょうか。	漁業者の最大積立枠が20万円に満たないからといって対策から排除されるわけではありません。最大積立枠が20万円以下の場合には、算出された最大積立枠の満額を積み立てることを条件に加入することは可能です。
積立金	積立金は、翌年度に繰り越せるのですか。	払戻がない場合は自動的に翌年に繰り越されます。
積立金	積立金については、全額、借入金でも問題ないのですか。	問題ありません。
積立金	毎年基準漁獲金額は変動すると思いますが、漁業者の積立可能額も変動するのですか。	変動します。毎年、契約前に積立可能額を確認することになります。
積立金	5年後に余ったら、積立金は戻ってくると聞きましたが、戻ってくるのは自己積立金のみですか？	契約期間終了時に漁業者ごとに自己積立金の残余があれば戻戻されます。また、契約期間を通して全く払戻を受けていない場合(無事故の場合)は、漁業者の積立金と積立手数料が全額戻戻されます。
積立金	期間途中での積立金の返還は可能ですか。	契約期間途中で積立金の返還を受けるには、解約する必要があります。事務に係る経費として解約手数料が徴収されるほか、再度積立ぶらすに参加することができなくなります。
積立金	分割払いも可とありますが、5年間の分割が可能ということですか。	積立てる額は、積立枠内で毎年漁業者が選択することになります。なお、その年に積立てる額については、分割積立は共済契約の場合と同じです。初回の積立時には積立額の1/8以上を積立てる必要がありますが、責任期間(共済と同じ)の2/3までの間に残りの全額を積立てればよいことになっています。
積立金	積立額の上限はあるのですか。	契約ごとに積立枠(上限額)が設定されていますが、一契約について800万円が上限額となります。(漁業権が複数以上で契約を2つ以上にわけて契約できる場合は除きます。)
積立金	積立枠が増加した場合、積増しは可能ですか。	毎年契約開始時期に、積立枠内で積み立てるべき額を決めていただきます。その際積立残額に対し積立枠に余裕があれば、積増しも可能です。
積立金	積立枠が減少した場合、枠を超えた部分は返還されるのですか。	積立金は払戻(事故)の場合を除き契約期間中に返戻されることはありません。返還を受ける場合は解約する必要があります。なお、積立枠が減少するときは払戻になるケースが多いと考えられるので、枠を超え

		て積立金が残ることはさほど多くないと考えています。
積立金	積立上限額(800万円)についての考え方は、共済の補助対象の上限である基準漁獲金額1億6千万円からきているのですか。	そのとおりです。
積立金	水揚げ規模が1億6千万円の漁業者までが対象なのですか。	基準漁獲金額がいくらであっても、あくまで積立可能額の上限は、800万円ということです。基準漁獲金額自体は1億6千万円以上でも問題はありません。
積立金	契約時に設定した分割払いの金額と、実際に行われた分割払いの内容が違った場合、違約として撤退させるのですか。	共済と同様に、責任期間の2/3以内での変更はやむを得ないと考えますが、その期間を超えても分割払いの金額が積み立てられないなどの場合は、払戻の対象とならない中断や撤退(解約)してもらいもあり得ます。
積立金	上限まで積み立てた状態で、次年度、積立枠が減った場合、枠を超えた分についての補助はつかない(払戻の対象とならない)ということですか。	そのとおりです。
積立金	国から漁業者に支払われる国費分について、優先保証を受けられるのですか(自己査定上、担保と見なせるのか。)	国費部分については払戻が生じた場合に拋出されるものなので、契約者にとって確約されたものではありません。また、国:漁業者が1:1で積み立てているわけではなく、共済で得られる事故率を考慮しつつ、安全率を勘案して算出しているため、国:漁業者の1:1が理論上は100%の保証となっていません(100%に近いとは考えていますが、多額の払い出しが発生すれば、予算上限以上支出されないこともあり得ます)。このため国費部分まで担保と見なすことはできないと考えております。自己の積立分は担保とすることができます。質権の設定が可能です。
積立金	積立金は、100%融資でOKということですが、漁連では、どのように管理するのですか。また、漁業者には、どのような方法で通知書を出すのですか(通知書を担保にすることで、融資を受けやすくなるのではないかと思います。)	積立金の管理は区分経理にて管理します。また、契約者には質権設定等、必要があれば証書を発行します。
払戻	異常な災害が発生した場合も、責任期間が終了するまで支払われないのですか。	漁獲共済、特定養殖共済の場合に限り共済金の仮払いが行われるとき等は、積立ぶらすについても同時期に支払うことができる場合もあると思われます。
払戻	積立ぶらすのみの払戻(共済は無事故)の場合、申告をもって行うのですか。	基本的には、共済の査定と同時に判断することになります(養殖共済は別です)。
払戻	共済では自己都合による休漁等については支払いはなされないなど免責条件が整理されていますが、積立ぶらすについてはどうなるのでしょうか。	不実記載等の悪意によるもの、本人の過失によるものについては共済の免責と同様の調整という処理を行う(事業からの退場(解約)を含む)こととなります。
支援期間など	20年度から入った人は、24年度で終わりなのですか。	1経営体あたり最長5年間で1回限りなのでそうなります。
支援期間など	この積立ぶらすは平成20年度から実施されるとのことですが、いつ加入の申し込みを行えばいいのですか?	積立ぶらすの実施は平成20年度からです。平成20年度から平成24年度の5年間の間に加入申込を行わなければなりません。申込にあたっては、5つの加入要件を全て満たしている必要がありますが、漁

		業共済の加入手続きと同時に関係書類(要件を満たしていることが分かる青色申告書や経営改善計画の写し等)を添えて、加入申込をして頂くことになります。
支援期間など	同一人が、この積立ぶらすに加入できる期間は何年間ですか？	最長5年間です。 なお、積立ぶらすを利用できる期間は、一の経営改善計画の期間内に、漁業共済の責任開始日が含まれる契約ごとにその申込と同時に加入して頂くことになります。よって、経営改善計画の残余期間が5年に満たないような場合や、途中で経営改善計画が取り消された場合等は、その時点以降については加入できなくなります。
事業実施主体	積立ぶらすの契約上の説明責任は、誰が負うのですか。	契約上は、漁済連(実施主体)と契約者の間で発生します。
事業実施主体	積立ぶらすの契約上の説明責任主体として、都道府県の共済組合は、関係しないのですか。	共済組合は漁済連と契約に基づき、契約者への事業説明、必要書類の確認等を行うことになります。
事務費	改善計画の認定にかかる人件費に対する補助はないのですか。	改善計画の認定にかかる補助はありません。
事務費(手数料)	手数料については想定していなかった。なぜ手数料が必要なのですか。	事業を運営していく上で事務費用の発生は避けられません。国による一定の事務費補助があるほか、資金の運用益についても活用することとしています。一部を直接に恩恵を被る漁業者に負担してもらうことになったものです。
税制	積立金は経費扱いされるのですか。	漁業者積立金は預金と同じ流動資産で、経費扱いにはなりません。ただし、手数料は経費となります。
税制	国費部分については、利子として、分離課税されるのですか。	積立金は預金のような性格のものですが、厳密には、国費は利子ではありません。所得として、総合課税されることになります。
税制	積立金は損金扱いされないとのことですが、資産計上しなければならぬのですか？	そのとおりです。
ローカルルール	ローカルルールは自由に定めることができるのですか。	ローカルルールが設定できるのは以下の事項に限ります。また、ローカルルールを設定する場合は地域協議会の決定の他に中央協議会の承認が必要です。①所得要件の地域分割、②共済加入要件である契約割合の引き上げ、③共済の契約割合と経営安定対策の積立金の拠出割合の統一等、④漁場改善計画に代えてこれに準じた計画としての認定、⑤積立枠の上限の引き下げ、⑥積立枠の下限の引き上げ
ローカルルール	初年度はローカルルールを設けず、2年度以降に設定することも可能ですか。	可能ですが、想定しうるローカルルールの基準は事前に定めておくべきであると考えています。所得要件については、加入要件であり一旦積立ぶらすに加入した経営体については、その後の5年間は審査の対象とはしませんが、2年目以降に加入をすべく準備してきた経営体については、ローカルルールのために加入できなくなるような事態が想定されるので、そのような事態を避けるためにも、2年目以降の設定については特に慎重に行うべきであると考えます。
基金	50億円は全て漁済連に積むのですか。初年度漁業者分が30億円しかつまねなくても50億円は積んだままなのですか。	すべて漁済連に積みます。この事業を10年間実施するのに必要な額を、基金として、50億円×5年間で積むという構想です。初年度の漁業者の加入が少なくても基金は積んだままです。ただし、あまりに初年度の加入者が少ない場合、次年度以降50億円積みなくなる可能性もありますので、積極的に加入して欲

		しいと考えています。
品目横断(水田・畑作経営所得安定対策)との比較	農業の品目横断(水田・畑作経営所得安定対策)の場合、融資に対する優遇措置、関連事業や税制措置があると思いますが、漁業には、このようなものはないのですか。	平成20年度より新たに実施する地域漁業担い手確保・育成推進事業では、積立ふらすの加入者等が流通加工施設の整備を実施する際に、融資残の部分に対する補助を行うこととしています。また、改善漁業者である場合、担い手代船取得支援リース事業の対象者となることができます。
自治体の負担	自治体として、積立ふらすに対して予算上の負担を負うのですか。	積立ふらすについての都道府県の予算上の負担はありません。